

るを蘇生する西代勝の後回避は、必ず役立つべきものであつて、常に其の運営の精神が式である。人式に於ける事は、運営

給付奨学金確認書

。セモリチ持鉄すひ御引領心川新築

〔兼現行給付奨学金の辞退及び第一種奨学金契約変更の承諾書〕お読み下さい【民法】

【図2】(左)「アーティストによるアート」、(右)「アーティストによるアート」

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

（三）**鐵道部**：總額為一千零四萬六千五百元，其中工程款一千零四萬六千五百元，機器、材料款一百零九元。

私は、2020年度より独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の新しい給付奨学金（大学等における修学の支援に関する法律第4条及び独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2に規定する学資支給金をいう。）をインターネットから申し込むにあたり、2020年度在学採用給付奨学金案内に記載の内容を確認し、関係法令上、該機構の諸規程並びに裏面記載事項について同意の上、私の国籍又は在留資格並びに生計維持者及び私と私の生計維持者の資産の状況が記載のどおりで相違ないことを誓約し、本確認書兼承諾書を提出します。

私は、給付奨学生として採用された後、毎年度、適格性の審査があり、その審査により、成績不振や性行不良が認められたときは、法令等の定めにより、奨学金が一定期間停止されるか又は廃止される場合があること、成績不振等の状況によっては交付された奨学金を返還しなければならない場合があることを承知しています。また、適格性の審査は経済状況につけでも行われ、法令等の定めにより、奨学金の支給額が見直される場合があること及び一定期間停止される場合があることも承知しています。

また、本確認書に記載した内容及び審査機構に届け出る事項に虚偽があつた場合には、授業料を支給する旨の採用が取り消され、支給された授業料全額の100分の140を一括で返金しなければならない場合があることも承知しています。

なお、新しい給付奨学生を受給することとなった場合において、私が貴機構の第一種奨学生又は現行の給付奨学生の貸与もしくは支給を受けているときは、当該第一種奨学生の貸与月額については、法令等の規定に基づき現在の月額から増額又は減額された額（複数あるときは機構の定める額）に変更されることあることに同意し、現在受給している給付奨学生については、省令の規定に基づき、辞退することに同意します。毎年度貴機構が行う適格性の審査等により新しい給付奨学生の支給額が見直された場合においても、私が貴機構の第一種奨学生であるときは、当該第一種奨学生の貸与月額が、法令等の規定に基づき現在の月額から増額又は減額された額（複数あるときは機構の定める額）に変更されることあることに同意します。

私と私の生計維持者がマイナンバーを提出しているときは、該機構が「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び関連法令で定められた範囲で、各自のマイナンバーを利用すること及び地方税情報等を利用することに同意します。

	巴 63,300円	(円)600円 60	円 34,200円	(円)808,63円 051	台区 I 提出年月日(西暦)
	平成22年 03月 01日	(平成22年 03月 01日)	平成22年 03月 01日	(平成22年 03月 01日)	平成22年 03月 01日
	学校名	学部・課程・分野	学科・専攻	ここから入力	学籍(学生証)番号
	E4008,11 (円)008,8	E4008,11	(円)008,8 (円)009,8	谷区立東	
用 込 者 本 人 姓 名 漢 字	お預りの宝くじ料金、お預りするあて発送依出典の箇所印				電話番号(自宅) (携帯)お預りの返還先を記入欄
	現 住 所	同上			
a.日本国籍 b.法定特別永住者 c.永住者 d.定住者(永住の意思がある者に限る) e.日本人の配偶者等 【該当を○で囲む】 f.永住者の配偶者等	※d～fの該当者は在留期限(在留期間の満了日)を記入(年月)				性別(任意) 男 女

生 計 維 持 者	氏名	生年 月日	昭和・平成 年　月　日	本人との 続柄
	(〒　-　-　)			【扶養範囲の申告欄】
2	氏名	生年 月日	昭和・平成 年　月　日	本人との 続柄
	現住所	(〒　-　-　)		【扶養範囲の申告欄】

本人が未成年者の場合、下記の場合は、JIS書式による書のうちのうちで、提出のへ達成の目標試験(3)

本人が未成年者の場合には、親権者（民法で定める親権者のことで通常は両親（いすれかかいないときは一人））が上記本人の授業料申込みに同意の上、記入欄に「」を記入して下さい。

に自署・押印してください。親権者がいない場合は、民法で定める未成年後見人が自署・押印して下さい。記入する箇所は、() 内の記入欄

被 保 持 者 又 は 未 成 年 後 見 人	氏名	（印）			年月日	（印）	年月日	（印）
	現住所	(〒)			合意する旨の記載のない場合は、本件の登録を拒否する旨の表示（印）			
	合意する旨の記載のない場合は、本件の登録を拒否する旨の表示（印）			合意する旨の記載のない場合は、本件の登録を拒否する旨の表示（印）				
2	氏名	（印）			年月日	（印）	年月日	（印）
	現住所	(〒)			合意する旨の記載のない場合は、本件の登録を拒否する旨の表示（印）			

。ご記入いただいた情報及びあなたの奨学生に関する情報は「機構の奨学生給付業務・奨学生賞与業務（返還業務を含む）」及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

給付確認書(本人控)は、誓約書を提出するまで、個人の財産権のゆずり若林高等学校番号を大切に保管してください。

特に

給付奨学金を申し込む前に 知ってほしい大切なこと

- 日本学生支援機構の給付奨学金は、国の高等教育における修学支援新制度のひとつとして、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金として支給されます。
- ここでは、「確認書」に記載されている内容のうち、特に大切な事項をまとめました。

特に大切なこと（※は確認書裏面の記載箇所）

- 給付奨学金を受給するには、「誓約書」の提出が必要です。
- 外国籍の人は、在留資格によって支援の対象とならない場合があります。
- 給付奨学金の申込みには申込者本人と生計維持者のマイナンバーの提出が必要です。
- 奨学金は、学生本人の口座に振り込まれます。保護者の口座には、振り込むことができません。
- 2019年度以前からJASSOの給付奨学金を受給している人は、2020年度から実施される新しい給付奨学金を受給することとなった場合、現在受給している給付奨学金を辞退することになります。
※確認書表面
- 新しい給付奨学金を受給することになった場合において、すでに第一種奨学金の貸与を受けている場合や新たに第一種奨学金の貸与を受けることになった場合、第一種奨学金の貸与月額が現在の月額から増額又は減額される場合があります。
※確認書表面
- 給付奨学生として採用された場合、世帯の所得に基づく区分に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により定まる月額が振込まれます。
※確認書裏面【支援区分】【給付奨学金の支給額】
- 自宅外通学の月額支給を受けるためには、自宅外通学であることの証明書類の提出が必要であるとともに、機構が定める要件のいずれかを満たす必要があります。
※確認書裏面【給付奨学金の支給額】
- 学業成績が不振などの場合は、奨学金の支給が打ち切られる場合があります。
※確認書裏面【支給中の適格認定】
- 経済状況における適格性の審査によっては支給額の見直しや、一定期間振込みが停止される場合があります。
※確認書裏面【支給中の適格認定】

くわしくは、確認書の表面と裏面を読んでください。

●給付奨学金確認書の記入例

記載・押印漏れ等の不備がある場合は、申込みできません。

住民票の住所が現住所（今お住まいの住所）と異なる場合でも現住所を記入してください。

奨学金申込日（西暦）を記入してください。（本書類を記入した日）

				提出年月日(西暦) 2020年4月10日	
申込者本人 氏名 漢字	学校名 日本学生支援大学		学部・課程・分野 経済	学科・専攻 経済	□ここから記入 学籍(学生証)番号 123456
	フリガナ ショウガク タロウ		〒162-0000	電話番号(自宅) (携帯)	03 (0000)0000 080 (0000)9999
現住所 東京都新宿区市谷本村町10-7				生年月日 昭和(平成)13年5月1日	性別(任意) (男)・女
国籍又は在留資格 【該当を○で囲む】		a 日本国籍 b 法定特別永住者 c 永住者 d 定住者(永住の意思がある者に限る) e 日本人の配偶者等 f 永住者の配偶者等 ※d～fの該当者は在留期限(在留期間の満了日)を記入(年月)			

※「現住所(今お住まいの住所)」は正確に記入してください。
「同じ」「本人と同じ」「父」「母」等は認められません。

生計維持者 1	氏名 現住所	奨学一郎 (〒135-8630) 東京都江東区青海2-2-1		生年月日 昭和(平成)43年2月2日	本人との 続柄	父
	氏名 現住所	奨学花子 (〒135-8630) 東京都江東区青海2-2-1		生年月日 昭和(平成)45年3月3日	本人との 続柄	母
本人と生計維持者の資産の合計額		2,000万円未満(生計維持者が1人の場合は1,250万円未満)				

本人が未成年者の場合

本人が未成年者の場合には、親権者(民法で定める親権者)のことでは通常は両親(いずれかがいないときは一人)が上記本人の奨学金申込みに同意の上、下記に自署・押印してください。親権者がいない場合は、民法で定める未成年後見人が自署・押印してください。

親権者又は未成年後見人 1	氏名 現住所	奨学一郎 (〒135-8630) 東京都江東区青海2-2-1		生年月日 昭和(平成)43年2月2日	本人との 続柄	父
	氏名 現住所	奨学花子 (〒135-8630) 東京都江東区青海2-2-1		生年月日 昭和(平成)45年3月3日	本人との 続柄	母

生計維持者は、インターネットで入力する際及びマイナンバー提出書に記載する際も同じ人でなければなりません(記入は、生計維持者又はあなたのいずれが行っても構いません)。

あなたとあなたの生計維持者の資産の合計額が記載のとおりであることを確認してください。

該当する国籍又は在留資格を○で囲んでください。

※d～fの在留資格に該当する場合は、在留期限(在留期間の満了日)も記入してください。

※外国籍の人でb～f以外の在留資格(「家族滞在」等)の人は支援対象となりません。

「親権者」と「生計維持者」が同じ人の場合でも、必ずそれぞれの欄に記入(親権者欄は親権者自身が署名・押印)してください。